除雪・排雪サービスの契約トラブルにご注意ください!

札幌市消費者センターには、除雪・排雪サービスに関する相談が例年寄せられています。

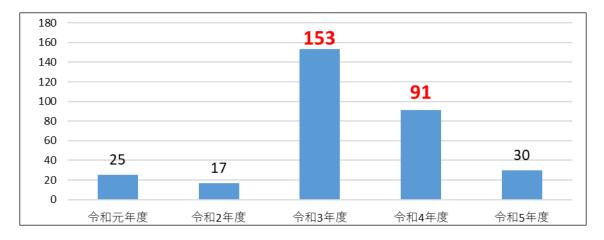
除雪・排雪サービスの契約トラブルに遭わないためには、契約内容を事前によく 確認の上で契約し書面として残すことが大切です。万が一、契約トラブルが発生し た場合には、消費者ホットライン又は札幌市消費者センターにご相談ください。

記

1 除雪・排雪サービスの相談件数

令和3年度は大雪の影響で相談件数が急増しました。令和4年4月以降も引き続き相談が入り続けたため、結果的に令和4年度も過去数年間に比べて相談件数が多くなっています。

(単位:件)



2 相談事例

冬期間の除排雪サービスを代金前払いで契約。所定の作業回数に満たなかったため、作業が実施されなかった分の返金を求めたいが、事業者と連絡が取れず返金してもらえない。

3 消費者へのアドバイス

(1) 契約内容の確認

契約する場合は、すぐにお金を支払ったり契約書にサインしたりせず、具体 的な作業内容などについてよく説明を聞き、しっかりと確認しましょう。

特に以下の点をご確認ください。

- ① 除雪・排雪の実施範囲や回数などの具体的な作業内容
- ② 契約どおりの除雪・排雪がされない場合の料金の返金等の対応
- ③ 除雪・排雪時に自宅や自家用車、近隣住宅等が破損した場合の対応
- ④ 事業者の連絡先

(2) 契約トラブルに備えて

特に以下の点にご注意ください。

- ① 作業料金の前払い契約については慎重に検討する。
- ② 契約書や領収書を保管する。
- ③ 実際に除雪・排雪作業に来た日付を記録する。

(3) ご相談先

実際にトラブルに遭った場合や契約で不安に思うことがあれば、下記の消費 者ホットラインや消費者センターにご相談ください。

- ●消費者ホットライン Tel 188 (※局番は不要です。)
- ●札幌市消費者センター消費生活相談室 IET 28-2121 (札幌市北区北8条西3丁目 札幌エルプラザ2階)

※電話相談は土日・祝祭日・年末年始を除く午前9時から午後7時まで

札幌市消費者センター(消費生活課)の公式X(旧 Twitter)では、除排雪に 限らず様々な消費者トラブルについての注意喚起を行っています。







問い合わせ先

市民文化局市民生活部消費生活課 白山、佐藤

電話:011-728-2111

メール:sapporoshohi@city.sapporo.jp